

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	9	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他</u> （自動車税）		
要望項目名	先進安全技術を搭載したトラック・バス車両に係る特例措置の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） トラック及びバスについては、事故発生時の被害が大きくなるおそれが高いことから、ドライバーの安全運転を支援する先進安全技術を有する装置の基準化・義務化を順次進めているところ。 先進安全技術を有する装置の義務化前から、早期普及を促進することによって、交通事故の防止及び被害軽減を加速させ、世界一安全な道路交通の実現という大きな目標につながることから、先進安全技術を搭載したトラック及びバスに係る取得価額から一定額を控除した額を課税標準とする。</p> <p>・ 特例措置の内容 先進安全技術を備えるトラック及びバスに対する自動車税（環境性能割）の特例措置を以下のとおり拡充及び延長する。</p> <p>①特例措置の拡充（1装置装着：取得価額から175万円控除）〔令和5年4月1日～令和7年3月31日〕 （2装置装着：取得価額から350万円控除）〔令和5年4月1日～令和6年4月30日〕 ○衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）を備える以下の自動車 ・ 車両総重量3.5トン超のトラック ・ バス</p> <p>②特例措置の延長（1装置装着：取得価額から175万円控除）〔令和5年4月1日～令和6年4月30日〕 （2装置装着：取得価額から350万円控除）〔令和5年4月1日～令和6年4月30日〕 ○側方衝突警報装置を備える以下の自動車 ・ 車両総重量8トン超のトラック及びトラクタ</p>		
関係条文	地方税法 附則第12条の2の13第4項～7項、地方税法施行規則 附則第4条の11第8項～20項		
減収見込額	[初年度] [改正増減収額]	▲27（ ▲72 ） ▲3	[平年度] (単位：百万円)
			▲24（ ▲5 ）

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故による24時間以内死者数は2,636人、負傷者数は36万2,131人(令和3年)にのぼり、交通事故情勢は依然として厳しい状況にある。このため、政府をあげて交通安全の諸施策を強力に推進しているところ。 ・具体的には、第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日)において、令和7年までに交通事故による24時間以内死者数を2,000人以下、世界一安全な道路交通の実現を目指すという目標を掲げている。 ・交通事故をこれまで以上に削減するためには、ドライバーの安全運転を支援する先進安全技術を搭載した自動車の普及が不可欠である。とりわけ、トラック及びバス等の大型車両については、関越自動車道における高速ツアーバス事故(平成24年4月)や北陸自動車道における高速バス事故(平成26年3月)、さらには軽井沢スキーバス事故(平成28年1月)に見られるように、事故発生時の被害が大きくなるおそれが高いことから、先進安全技術を有する装置の基準化・義務化を優先的に進めているところであるが、これとあわせて、装置義務化までの間、税制上の特例措置を講じること等により、その普及を促進する必要がある。 <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進安全技術は事故防止効果が高いものの、開発・市場投入までに時間を要するため、義務化までに一定のリードタイムを設ける必要がある。また、価格が高額であるため車両購入者の負担が大きくなる。このため、先進安全技術を有する装置の義務付けまでの間、税制上の特例措置を講ずること等により、その普及を促進する必要がある。 ・平成24年度より「衝突被害軽減ブレーキ(対車両)」を備える車両総重量8トン超のトラック及び車両総重量13トン超のトラクタに、平成25年度より同じく「衝突被害軽減ブレーキ(対車両)」を備える車両総重量5トン超のバスに対して税制上の特例措置を開始。平成27年度より対象車両を車両総重量3.5トン超8トン以下のトラック及び車両総重量5トン以下のバスにも対象車両を拡大するとともに、「車両安定制御装置」を対象装置に加えた。 ・また、平成29年度より「車線逸脱警報装置」を備える車両総重量12トン超のバスに対して税制上の特例措置を開始。平成30年度より対象車両を車両総重量22トン以下のトラック及び12トン以下のバスにも拡大を図った。 ・さらに令和3年度より「側方衝突警報装置」を備える車両総重8トン超のトラックに対して税制上の特例措置を開始。 ・以上の税制上の特例措置を講じることにより、当該装置の普及に極めて大きな効果をあげている。
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・政策目標 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 ・政策目標 17 自動車の安全性を高める
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年までに24時間以内死者数を2,000人以下 (第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日))
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年までに24時間以内死者数を2,000人以下(再掲)
	政策目標の達成状況	<p>令和3年の交通事故死者数(警察庁交通局資料*より)</p> <p>2,636人(24時間以内)</p> <p>3,205人(30日以内)</p> <p>※「交通事故死者数について」「30日以内交通事故死者の状況について」</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和5年度:拡充分445台</p> <p>延長分1,856台(メーカーヒアリングによる)</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<ul style="list-style-type: none"> ・衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)搭載により、トラック及びバスの安全性の飛躍的な向上が期待される一方、装置価格が高額であるため、その普及が課題。 ・要望の特例装置は、義務付け前に先進安全技術を搭載した車両を購入する利用者の費用負担を広く一律に軽減するとともに、市場における装置搭載車の価格競争力強化に資するものであり、もって、これら先進安全技術の早期普及の促進を期待できることから、要望措置は有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	先進安全技術に係る自動車重量税の特例措置:自動車重量税の50%軽減(初回(新車新規検査時))等
	予算上の措置等の要求内容及び金額	自動車運送事業者の安全総合対策事業(先進安全自動車(ASV)の導入支援):事項要求を行うため、要求額は予算編成過程で検討(令和5年度要求)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	先進安全技術を有する装置の基準化・義務化を進めるとともに、当該義務付けまでの間、要望措置と上記の予算措置を合わせて講じることにより、先進安全技術の搭載車を購入する利用者の費用負担を軽減し、先進安全技術の早期普及を図る。
	要望の措置の妥当性	ASV装置の搭載の義務付けに先立ち、補助金及び税制上の特例措置を講じることにより、高価なため運送事業者にとって導入が困難なASV装置を搭載した車両の早期導入を促進してきたところ。補助金だけでなく、予算の制約等のない税制上の特例措置を合わせて講じることにより、運送事業者に対して、より大きなインセンティブ効果を期待できることから、妥当性を有する。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成29年度：トラック28,655台（3,396百万円） バス 3,509台（308百万円） 平成30年度：トラック35,922台（4,484百万円） バス 6,577台（836百万円） 令和元年度：トラック28,766台（3,297百万円） バス10,964台（1,301百万円） 令和2年度：トラック15,215台（1,327百万円） バス 8,216台（785百万円） 令和3年度：トラック 9,128台（799百万円） バス 4,647台（407百万円）</p> <p style="text-align: right;">※金額は適用台数からの推計</p>																																																							
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>課税標準（自動車の取得価格） 平成30年度 232,627,120千円 令和元年度 200,008,972千円 令和2年度 168,153,612千円</p>																																																							
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>当該措置を開始した平成24年（バスは平成25年）以降、ASV装置の搭載率は着実に上昇。これらASV装置の普及の寄与もあり、この期間における交通事故死者数・負傷者数は連続して減少しており、措置の有効性が確認できる。</p> <p>○新車販売台数に占めるASV装置搭載車の割合※</p> <p>・トラック</p> <table border="1" data-bbox="386 936 1300 1108"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">装置</td> <td>衝突被害軽減ブレーキ（対車両）</td> <td>92.7%</td> <td>97.3%</td> <td>98.6%</td> </tr> <tr> <td>車線逸脱警報装置</td> <td>73.6%</td> <td>81.6%</td> <td>91.2%</td> </tr> <tr> <td>車両安定制御装置</td> <td>80.6%</td> <td>86.6%</td> <td>96.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・バス</p> <table border="1" data-bbox="386 1169 1300 1341"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">装置</td> <td>衝突被害軽減ブレーキ（対車両）</td> <td>77.6%</td> <td>90.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>車線逸脱警報装置</td> <td>77.6%</td> <td>91.5%</td> <td>94.2%</td> </tr> <tr> <td>車両安定制御装置</td> <td>77.6%</td> <td>91.5%</td> <td>94.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※メーカーヒアリングによる</p> <p>○交通事故死者数・負傷者数（実績）（単位：人）</p> <table border="1" data-bbox="386 1467 1310 1603"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">死者数</td> <td>24時間以内</td> <td>3,215</td> <td>2,839</td> <td>2,636</td> </tr> <tr> <td>30日以内</td> <td>3,920</td> <td>3,416</td> <td>3,205</td> </tr> <tr> <td colspan="2">負傷者数</td> <td>461,775</td> <td>369,476</td> <td>362,131</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出展】：「交通事故死者数について」「30日以内交通事故死者の状況について」警察庁交通局資料）より</p>	年度		R1	R2	R3	装置	衝突被害軽減ブレーキ（対車両）	92.7%	97.3%	98.6%	車線逸脱警報装置	73.6%	81.6%	91.2%	車両安定制御装置	80.6%	86.6%	96.2%	年度		R1	R2	R3	装置	衝突被害軽減ブレーキ（対車両）	77.6%	90.0%	100.0%	車線逸脱警報装置	77.6%	91.5%	94.2%	車両安定制御装置	77.6%	91.5%	94.2%	年度		R1	R2	R3	死者数	24時間以内	3,215	2,839	2,636	30日以内	3,920	3,416	3,205	負傷者数		461,775	369,476	362,131
年度		R1	R2	R3																																																				
装置	衝突被害軽減ブレーキ（対車両）	92.7%	97.3%	98.6%																																																				
	車線逸脱警報装置	73.6%	81.6%	91.2%																																																				
	車両安定制御装置	80.6%	86.6%	96.2%																																																				
年度		R1	R2	R3																																																				
装置	衝突被害軽減ブレーキ（対車両）	77.6%	90.0%	100.0%																																																				
	車線逸脱警報装置	77.6%	91.5%	94.2%																																																				
	車両安定制御装置	77.6%	91.5%	94.2%																																																				
年度		R1	R2	R3																																																				
死者数	24時間以内	3,215	2,839	2,636																																																				
	30日以内	3,920	3,416	3,205																																																				
負傷者数		461,775	369,476	362,131																																																				
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>令和7年までに24時間以内死者数を2,000人以下</p>																																																							
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>交通事故死者数は年々減少しており、令和3年の24時間以内死者数は2,636人で過去最少となった。しかしながら、令和7年までに24時間以内死者数を2,000人以下とするためには、先進安全技術の一層の普及促進が不可欠。</p>																																																							

<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 24 年度 創設 平成 25 年度 拡充（対象にバスを追加） 平成 27 年度 拡充及び延長（車両安定制御装置を追加） 平成 29 年度 拡充及び延長（車線逸脱警報装置を追加（12 トン超のバス）） 平成 30 年度 拡充及び延長（車線逸脱警報装置を追加（12 トン超のバスを除く）） 令和元年度 延長 令和 3 年度 拡充及び延長（側方衝突警報装置を追加（8 トン超のトラック及びトラクタ））</p>
------------------	---